

令和7年（2025年）4月（第6回）教育委員会会議

1 開催日時

令和7年4月15日（火）18：00～

2 開催場所

宇部市役所4階 教育委員室

3 その他の事項

- ・宇部市立学校給食献立委員会の任命について
- ・宇部市学校給食センター献立委員会委員の任命について
- ・宇部市西岐波学校給食共同調理場献立委員会委員の任命について
- ・寄附の報告について

令和7年度 宇部市立学校給食献立委員会委員名簿(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

R7.4.1

seq	学校・施設名	献立委員	備考
1	上宇部小	大谷 綾香	栄養教諭
2	見初小	小藤 由美子	給食主任
3	原 小	河内 江梨花	学校給食栄養職員
4	常盤小	藤本 幸子	栄養教諭
5	小羽山小	西村 弓恵	栄養教諭
6	西宇部小	河野 陽子	栄養教諭
7	黒石小	山下 はる香	栄養教諭
8	川上小	藤田 千恵子	栄養教諭
9	川上中	岩山 裕美子	給食主任
10	船木小	小野 明子	栄養教諭
11	楠中	寺島 薫	給食主任
12	万倉小	岡本 彩乃	学校給食栄養職員
13	吉部小	宮本 好未	給食主任
14	琴芝小 (琴芝共同調理場)	松崎 佳奈	栄養教諭
15	神原小	熊谷 優花	給食主任
16	二俣瀬小 (二俣瀬共同調理場)	三上 恵	栄養教諭
17	厚東小	江本 小百合	給食主任
18	小野小	高橋 幸代	給食主任
19	厚東川中	戸川 尚美	給食主任
20	厚南小 (厚南共同調理場)	阿川 久美子	栄養教諭
21	厚南中	福田 敦宏	給食主任
22	黒石中	野村 拓水	給食主任
23	給食調理員 (万倉小)	藤井 庸子	給食調理員

seq	学校・施設名	献立委員	備考
24	学校給食センター	大原 淳子	栄養教諭
25	学校給食センター	川上 琴音	栄養教諭
26	恩田小	内田 陽子	給食主任
27	新川小	齋藤 綾香	給食主任
28	藤山小	廣瀬 彩華	給食主任
29	鶺ノ島小	野村 健治朗	給食主任
30	岬 小	光岡 千絵美	給食主任
31	上宇部中	岡田 栞	給食主任
32	桃山中	迫田 淳	給食主任
33	藤山中	杉原 康嗣	給食主任
34	常盤中	北村 芳和	給食主任
35	神原中	中原 沙織	給食主任
36	西岐波学校給食共同調理場	水ノ上 芳美	栄養教諭
37	西岐波学校給食共同調理場	岡崎 媛子	栄養教諭
38	東岐波小	西村 陽子	給食主任
39	西岐波小	梶原 亜紀	給食主任
40	東岐波中	河野 実那	給食主任
41	西岐波中	國武 眞由美	給食主任

以上 41名

○宇部市学校給食センター献立委員会規程

昭和四十二年一月二十五日

教育委員会規程第一号

改正 昭和五三年三月二七日教委規程第七号

昭和五七年三月一〇日教委規程第一号

平成二二年三月二六日教委規程第四号

平成二七年一二月二一日教委規程第五号

平成二九年五月二四日教委規程第三号

(目的)

第一条 この規程は、宇部市学校給食センター献立委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第二条 委員会は、宇部市学校給食センター（以下「学校給食センター」という。）が調理を行う学校給食の円滑な運営を図るため、次に掲げる事項について調査審議し、所長に対し意見を具申する。

- 一 献立の作成に関する事。
- 二 栄養、嗜好及び食物アレルギーの調査、研究に関する事。
- 三 児童、生徒の給食指導及び管理に関する事。
- 四 給食効果の調査に関する事。
- 五 その他運営上重要事項に関する事。

(平二二教委規程四・平二九教委規程三・一部改正)

(組織)

第三条 委員会は、委員二十人以内で組織する。

(昭和五七教委規程一・平二二教委規程四・平二七教委規程五・一部改正)

(任命)

第四条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- 一 給食主任
- 二 栄養教諭
- 三 学校栄養職員

(平二七教委規程五・追加、平二九教委規程三・一部改正)

(任期)

第五条 委員の任期は、一年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平二七教委規程五・追加)

(役員)

第六条 委員会に委員長及び副委員長若干人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

(平二七教委規程五・旧第四条繰下)

(職務)

第七条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長のうちあらかじめ委員長が指名したものが、その職務を代理する。

(平二七教委規程五・旧第五条繰下)

(招集)

第八条 委員会の会議は、所長が必要の都度招集し、委員長が議長となる。

(庶務)

第九条 委員会の庶務は、学校給食課でつかさどる。

(平二二教委規程四・一部改正)

(委任)

第十条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は委員長が定める。

附 則

この規程は、昭和四十二年二月二十日から施行する。

附 則 (昭和五十三年三月二十七日教委規程第七号)

この規程は、昭和五十三年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五十七年三月十日教委規程第一号)

この規程は、昭和五十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十二年三月二十六日教委規程第四号)

この規程は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十七年十二月二十一日教委規程第五号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十九年五月二十四日教委規程第三号)

この規程は、公布の日から施行する。

○宇部市学校給食センター献立委員会規程

昭和四十二年一月二十五日

教育委員会規程第一号

改正 昭和五三年三月二七日教委規程第七号

昭和五七年三月一〇日教委規程第一号

平成二二年三月二六日教委規程第四号

平成二七年一二月二一日教委規程第五号

平成二九年五月二四日教委規程第三号

(目的)

第一条 この規程は、宇部市学校給食センター献立委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第二条 委員会は、宇部市学校給食センター（以下「学校給食センター」という。）が調理を行う学校給食の円滑な運営を図るため、次に掲げる事項について調査審議し、所長に対し意見を具申する。

- 一 献立の作成に関する事。
- 二 栄養、嗜好及び食物アレルギーの調査、研究に関する事。
- 三 児童、生徒の給食指導及び管理に関する事。
- 四 給食効果の調査に関する事。
- 五 その他運営上重要事項に関する事。

(平二二教委規程四・平二九教委規程三・一部改正)

(組織)

第三条 委員会は、委員二十人以内で組織する。

(昭和五七教委規程一・平二二教委規程四・平二七教委規程五・一部改正)

(任命)

第四条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- 一 給食主任
- 二 栄養教諭
- 三 学校栄養職員

(平二七教委規程五・追加、平二九教委規程三・一部改正)

(任期)

第五条 委員の任期は、一年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平二七教委規程五・追加)

(役員)

第六条 委員会に委員長及び副委員長若干人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

(平二七教委規程五・旧第四条繰下)

(職務)

第七条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長のうちあらかじめ委員長が指名したものが、その職務を代理する。

(平二七教委規程五・旧第五条繰下)

(招集)

第八条 委員会の会議は、所長が必要の都度招集し、委員長が議長となる。

(庶務)

第九条 委員会の庶務は、学校給食課でつかさどる。

(平二二教委規程四・一部改正)

(委任)

第十条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は委員長が定める。

附 則

この規程は、昭和四十二年二月二十日から施行する。

附 則 (昭和五十三年三月二十七日教委規程第七号)

この規程は、昭和五十三年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五十七年三月十日教委規程第一号)

この規程は、昭和五十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十二年三月二十六日教委規程第四号)

この規程は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十七年十二月二十一日教委規程第五号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十九年五月二十四日教委規程第三号)

この規程は、公布の日から施行する。

○宇部市西岐波学校給食共同調理場献立委員会規程

平成二十一年二月二十七日

教育委員会規程第一号

改正 平成二二年三月二六日教委規程第五号

平成二七年一二月二一日教委規程第六号

平成二九年五月二四日教委規程第四号

(目的)

第一条 この規程は、宇部市西岐波学校給食共同調理場献立委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第二条 委員会は、宇部市西岐波学校給食共同調理場（以下「西岐波学校給食共同調理場」という。）が調理を行う学校給食の円滑な運営を図るため、次に掲げる事項について調査審議し、所長に対し意見を具申する。

- 一 献立の作成に関する事。
- 二 栄養、嗜好及び食物アレルギーの調査、研究に関する事。
- 三 児童、生徒の給食指導及び管理に関する事。
- 四 給食効果の調査に関する事。
- 五 その他運営上重要事項に関する事。

(平二二教委規程五・平二九教委規程四・一部改正)

(組織)

第三条 委員会は、委員十二人以内で組織する。

(平二二教委規程五・平二七教委規程六・一部改正)

(任命)

第四条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- 一 給食主任
- 二 栄養教諭
- 三 学校栄養職員

(平二七教委規程六・追加、平二九教委規程四・一部改正)

(任期)

第五条 委員の任期は、一年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平二七教委規程六・追加)

(役員)

第六条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

(平二七教委規程六・旧第四条繰下)

(職務)

第七条 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長が、その職務を代理する。

(平二七教委規程六・旧第五条繰下)

(招集)

第八条 委員会の会議は、所長が必要の都度招集し、委員長が議長となる。

(平二二教委規程五・一部改正)

(庶務)

第九条 委員会の庶務は、西岐波学校給食共同調理場でつかさどる。

(委任)

第十条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は委員長が定める。

附 則

この規程は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十二年三月二十六日教委規程第五号)

この規程は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十七年十二月二十一日教委規程第六号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十九年五月二十四日教委規程第四号)

この規程は、公布の日から施行する。

○宇部市立学校給食献立委員会規程

昭和四十六年五月十七日

教育委員会規程第四号

改正 昭和五二年七月一二日教委規程第一号

昭和五三年三月二七日教委規程第六号

昭和五七年三月一〇日教委規程第二号

平成一七年一月一七日教委規程第一号

平成二二年三月二六日教委規程第三号

平成二七年一二月二一日教委規程第四号

平成二九年五月二四日教委規程第二号

(設置)

第一条 学校給食の円滑な運営を図るため、宇部市立学校給食献立委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第二条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- 一 献立の作成に関すること。
- 二 栄養、嗜好及び食物アレルギーの調査、研究に関すること。
- 三 児童、生徒の給食指導及び管理に関すること。
- 四 給食効果の調査に関すること。
- 五 その他運営上重要事項に関すること。

(平二九教委規程二・一部改正)

(組織)

第三条 委員会は、委員四十七人以内で組織する。

(昭五七教委規程二・平一七教委規程一・平二二教委規程三・平二七教委規程四・一部改正)

(任命)

第四条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- 一 給食主任
- 二 栄養教諭
- 三 学校栄養職員
- 四 給食調理員

(昭五七教委規程二・平二七教委規程四・一部改正)

(任期)

第五条 委員の任期は一年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(役員)

第六条 委員会に、委員長及び副委員長一人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

(職務)

第七条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(招集)

第八条 委員会の会議は、委員長が必要と認めた場合招集する。

(庶務)

第九条 委員会の庶務は、学校給食課でつかさどる。

(平二二教委規程三・一部改正)

(委任)

第十条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、昭和四十六年四月一日から適用する。

附 則 (昭和五十二年七月十二日教委規程第一号)

この規程は、公布の日から施行し、昭和五十二年四月一日から適用する。

附 則 (昭和五十三年三月二十七日教委規程第六号)

この規程は、昭和五十三年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五十七年三月十日教委規程第二号)

この規程は、昭和五十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成十七年一月十七日教委規程第一号)

この規程は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十二年三月二十六日教委規程第三号)

この規程は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十七年十二月二十一日教委規程第四号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十九年五月二十四日教委規程第二号)

この規程は、公布の日から施行する。

○宇部市西岐波学校給食共同調理場献立委員会規程

平成二十一年二月二十七日

教育委員会規程第一号

改正 平成二二年三月二六日教委規程第五号

平成二七年一二月二一日教委規程第六号

平成二九年五月二四日教委規程第四号

(目的)

第一条 この規程は、宇部市西岐波学校給食共同調理場献立委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第二条 委員会は、宇部市西岐波学校給食共同調理場（以下「西岐波学校給食共同調理場」という。）が調理を行う学校給食の円滑な運営を図るため、次に掲げる事項について調査審議し、所長に対し意見を具申する。

- 一 献立の作成に関する事。
- 二 栄養、嗜好及び食物アレルギーの調査、研究に関する事。
- 三 児童、生徒の給食指導及び管理に関する事。
- 四 給食効果の調査に関する事。
- 五 その他運営上重要事項に関する事。

(平二二教委規程五・平二九教委規程四・一部改正)

(組織)

第三条 委員会は、委員十二人以内で組織する。

(平二二教委規程五・平二七教委規程六・一部改正)

(任命)

第四条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- 一 給食主任
- 二 栄養教諭
- 三 学校栄養職員

(平二七教委規程六・追加、平二九教委規程四・一部改正)

(任期)

第五条 委員の任期は、一年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平二七教委規程六・追加)

(役員)

第六条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

(平二七教委規程六・旧第四条繰下)

(職務)

第七条 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長が、その職務を代理する。

(平二七教委規程六・旧第五条繰下)

(招集)

第八条 委員会の会議は、所長が必要の都度招集し、委員長が議長となる。

(平二二教委規程五・一部改正)

(庶務)

第九条 委員会の庶務は、西岐波学校給食共同調理場でつかさどる。

(委任)

第十条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は委員長が定める。

附 則

この規程は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十二年三月二十六日教委規程第五号)

この規程は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十七年十二月二十一日教委規程第六号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十九年五月二十四日教委規程第四号)

この規程は、公布の日から施行する。

○宇部市立学校給食献立委員会規程

昭和四十六年五月十七日

教育委員会規程第四号

改正 昭和五二年七月一二日教委規程第一号

昭和五三年三月二七日教委規程第六号

昭和五七年三月一〇日教委規程第二号

平成一七年一月一七日教委規程第一号

平成二二年三月二六日教委規程第三号

平成二七年一二月二一日教委規程第四号

平成二九年五月二四日教委規程第二号

(設置)

第一条 学校給食の円滑な運営を図るため、宇部市立学校給食献立委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第二条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- 一 献立の作成に関すること。
- 二 栄養、嗜好及び食物アレルギーの調査、研究に関すること。
- 三 児童、生徒の給食指導及び管理に関すること。
- 四 給食効果の調査に関すること。
- 五 その他運営上重要事項に関すること。

(平二九教委規程二・一部改正)

(組織)

第三条 委員会は、委員四十七人以内で組織する。

(昭五七教委規程二・平一七教委規程一・平二二教委規程三・平二七教委規程四・一部改正)

(任命)

第四条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- 一 給食主任
- 二 栄養教諭
- 三 学校栄養職員
- 四 給食調理員

(昭五七教委規程二・平二七教委規程四・一部改正)

(任期)

第五条 委員の任期は一年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(役員)

第六条 委員会に、委員長及び副委員長一人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

(職務)

第七条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(招集)

第八条 委員会の会議は、委員長が必要と認めた場合招集する。

(庶務)

第九条 委員会の庶務は、学校給食課でつかさどる。

(平二二教委規程三・一部改正)

(委任)

第十条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、昭和四十六年四月一日から適用する。

附 則 (昭和五十二年七月十二日教委規程第一号)

この規程は、公布の日から施行し、昭和五十二年四月一日から適用する。

附 則 (昭和五十三年三月二十七日教委規程第六号)

この規程は、昭和五十三年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五十七年三月十日教委規程第二号)

この規程は、昭和五十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成十七年一月十七日教委規程第一号)

この規程は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十二年三月二十六日教委規程第三号)

この規程は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十七年十二月二十一日教委規程第四号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十九年五月二十四日教委規程第二号)

この規程は、公布の日から施行する。